

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………
……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)……………
……………(環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課)……………二

告示 (内水漁管)

○多摩川におけるしじみに関する採捕の制限及び共同漁業権の行使の制限……………
……………四

公告

○東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出……………
……………(環境局総務部環境政策課)……………六

○東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………(同)……………六

○土地収用法施行令に基づく公示送達……………
……………(東京都収用委員会)……………六

正誤

○令和八年四月八日付東京都公告……………
……………六

告示

●東京都告示第六百二十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和七年東京都告示第千百号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年四月二十二日

東京都知事 小池 百合子

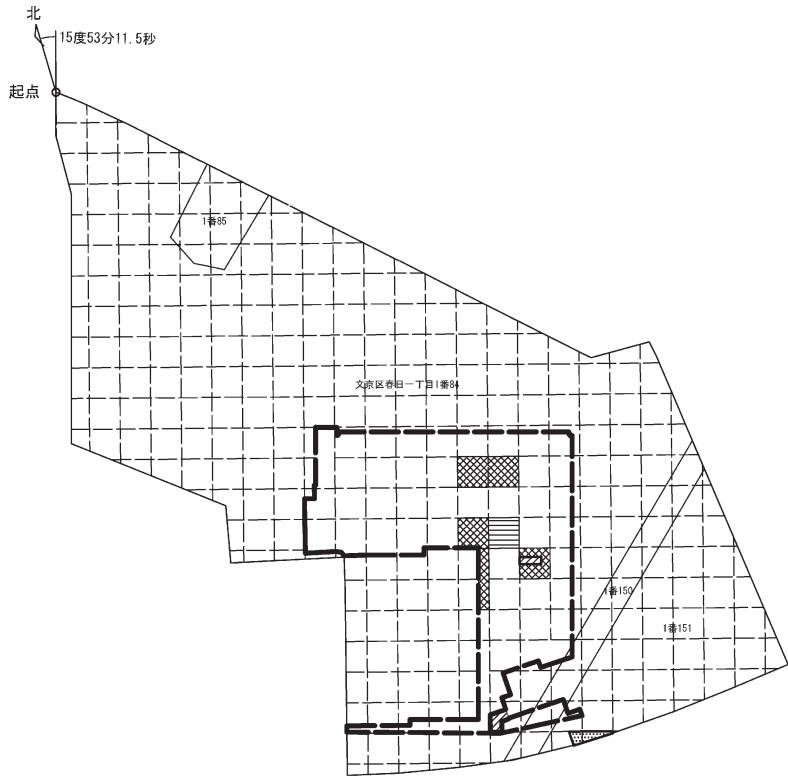
一 指定を解除する区域 別図のとおり(文京区春日一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合してい

なかつた特定有害物質の種類 水銀及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



- 【凡例】
- : 単位区画
 - : 筆境界
 - : 調査対象地
 - ▨ : 形質変更時要届出区域 (平成24年東京都告示第524号により指定された区域)
 - ▩ : 形質変更時要届出区域 (平成24年東京都告示第787号により指定された区域)
 - ▧ : 形質変更時要届出区域 (令和7年東京都告示第1100号により指定された区域)
 - ▤ : 指定を解除する区域

【起点】
 起点は、文京区春日一丁目1番84の最北端とする。

【格子の回転角度(15度53分11.5秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第六百二十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第四項の規定により、令和三年東京都告示第七百六十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年四月二十二日

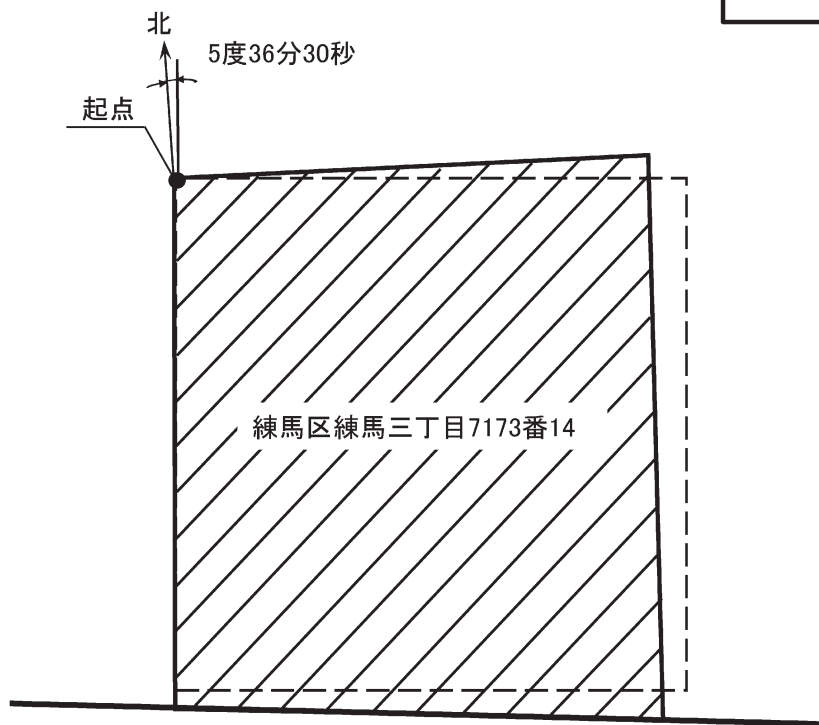
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(練馬区練馬三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 一・ニージクロロエチレン

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【起点】
 起点は、調査対象地（練馬区練馬三丁目7173番14）の最北端とする。

【格子の回転角度（5度36分30秒）】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】
 ▨ : 指定を解除する区域
 — : 調査対象地、敷地境界
 - - - : 単位区画

●東京都告示第六百二十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和七年東京都告示第八百十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年四月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（府中市武蔵台二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 セレン及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

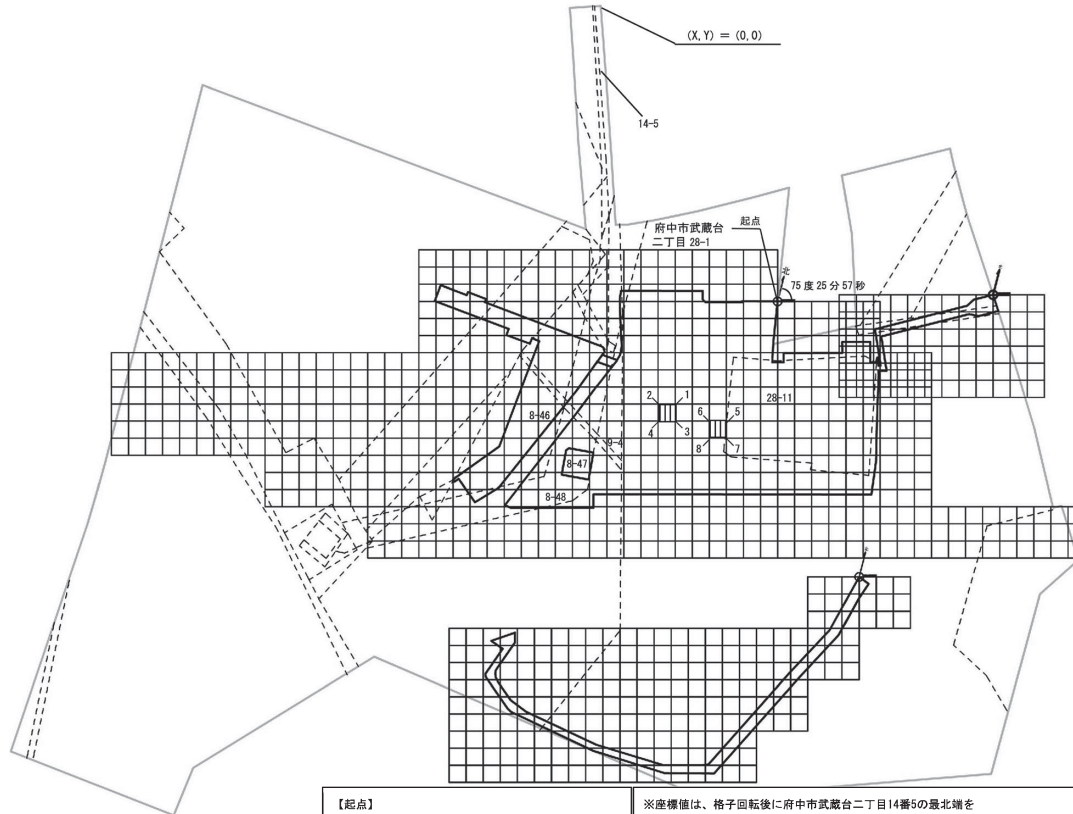
三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図

| 点名 | X座標 | Y座標 |
|----|---------|----------|
| 0 | 0 | 0 |
| 起点 | 103.591 | -172.629 |
| 1 | 43.591 | -232.629 |
| 2 | 33.591 | -232.629 |
| 3 | 43.591 | -242.629 |
| 4 | 33.591 | -242.629 |
| 5 | 73.591 | -242.629 |
| 6 | 63.591 | -242.629 |
| 7 | 73.591 | -252.629 |
| 8 | 63.591 | -252.629 |

【凡例】

- 敷地境界
- 調査範囲
- 単位区画
- 筆境界
- ▨ 指定を解除する区域



【起点】 起点は、座標値(X, Y)=(103.591, -172.629)とする。
 ※座標値は、格子回転後に府中市武蔵台二丁目14番5の最北端を(X, Y)=(0, 0)とし、図の左右方向をX、上下方向をYとした任意の座標である。

【格子の回転角度：75度25分57秒】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線より構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告 示 (内水漁管)

●東京都内水面漁場管理委員会指示第三号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十条第一項及び第七十一条第四項の規定に基づき、次のとおり指示する。

なお、令和七年八月四日付東京都内水面漁場管理委員会指示第三号(多摩川のしじみ漁業権免許に伴う漁業権行使の制限)については、令和八年四月三十日をもってこれを廃止する。

令和八年四月二十二日

東京都内水面漁場管理委員会

会長 安 永 勝 昭

(漁業権の行使の制限)

一 内共第十三号及び内共第十四号による第一種共同漁業の免許を受けた者は、当該免許の漁場の区域における遊漁者によるしじみの採捕を拒んではならない。

(採捕の制限)

二 (一) 遊漁者は、内共第十三号及び内共第十四号による第一種共同漁業の免許を受けた者が行う資源管理の取組に協力しなければならない。

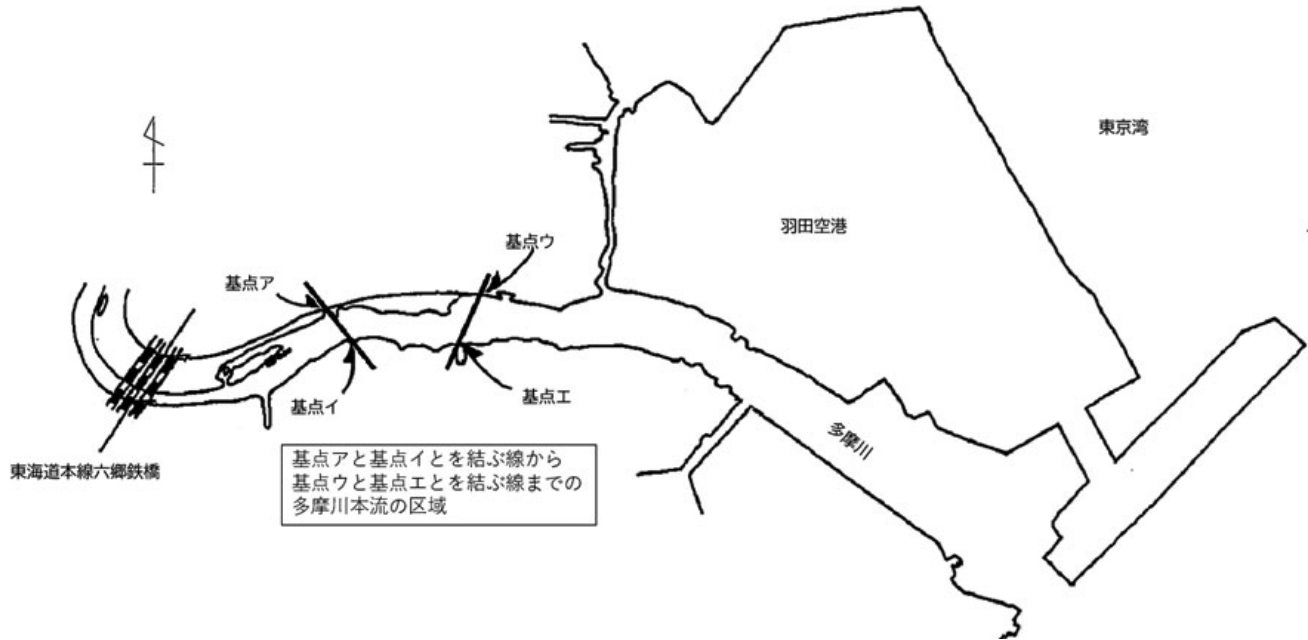
(二) 何人も次に掲げる基点アと基点イとを結ぶ線から基点ウと基点エとを結ぶ線までの多摩川本流の区域においては、しじみを採捕してはならない。ただし、東京都内水面漁場管理委員会が別に定める承認基準に規定する特別な場合はこの限りではない。

基点ア 東京都大田区南六郷二丁目六郷水門下流端

基点イ 神奈川県川崎市川崎区中瀬一丁目味の素株式会社

社川崎工場三工樋管下流端
 基点ウ 東京都大田区本羽田三丁目東京電力荻中線N0
 8送電鉄塔
 基点エ 神奈川県川崎市川崎区大師河原一丁目旧新日本
 製鐵水門上流端
 (指示の有効期間)
 三 この指示の有効期間は、令和八年五月一日から令和九
 年四月三十日までとする。

(採捕禁止区域図)



公告

東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第六十八条第一項の規定に基づき、(仮称)晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業について、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項において準用する条例第六十六条第二項の規定により公告する。

令和八年四月二十二日

東京都知事 小池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
東京都
東京都知事 小池 百合子
新宿区西新宿二丁目八番一号

二 対象事業の名称
(仮称)晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業

三 工事着手の年月日
平成二十八年四月二十七日

四 工事完了の年月日
令和八年三月三十一日

五 届出日
令和八年四月三日

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出
ことごとく

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第六十六条第一項の規定に基づき、(仮称)府中朝日町商業施設計画について、次のとおり着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。
令和八年四月二十二日
東京都知事 小池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
三井不動産株式会社
代表取締役 植田 俊
中央区日本橋室町二丁目一番一号

二 対象事業の名称
(仮称)府中朝日町商業施設計画

三 工事着手の予定年月日
令和八年四月十日

四 工事完了の予定年月日
令和十一年三月三十一日

五 届出日
令和八年四月九日

土地収用法施行令に基づく公示送達
土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第5条第二項の規定により、下記のとおり公示送達を行う。
なお、送達すべき書類は、当委員公事務局長管理課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和8年5月12日の終了をもってその書類の送達があったものとみなされる。
令和8年4月22日

土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第5条第二項の規定により、下記のとおり公示送達を行う。

令和八年四月八日付東京都公告

ページ一段一行一誌一正

後から九一起業者の名一起業者の名

東京 印刷株式会社

東京都収用委員会
会長 松尾弘

1 事件名

令和7年第21号及び令和7年第21号の2

東京都市計画道路事業区画街路中野区画街路第3号線のための土地収用事件

2 送達すべき書類

令和8年4月2日付裁決書の正本

3 送達を受けるべき者

住所 不明

ただし、土地の登記簿上の住所は、東京都中野区上高田三丁目41番地

氏名 一之瀬 幸雄

4 公示送達に係る土地の所在及び地番
東京都中野区上高田三丁目41番6

5 公示送達に係る掲示の事実

(1) 掲示されている場所
東京都庁内の総務局掲示板(第一本庁舎1階南側)

(2) 掲示を始めた年月日
令和8年4月22日

正誤

令和八年四月八日付東京都公告

ページ一段一行一誌一正

後から九一起業者の名一起業者の名

東京 印刷株式会社

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一〇一〇(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

